

医科点数表の解釈

平成26年4月版

Web追補 No.16 (平成27年11月号)

平成 27 年 11 月 12 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成27年10月30日 保医発1030第2号（平成27年11月1日適用）
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html

頁	欄	行	変更前	変更後
442	◇	IgG ₂	ア IgG₂は、D014自己抗体検査の「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、ネフエロメトリー法による。 ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 図 (平27. 1.30 保医発 0130 1) 〔上記はD014自己抗体検査の「29」IgG₄を準用する項目として、Web追補No. 7にて追加済み〕	◇ IgG₂ ア IgG₂をネフエロメトリー法により測定した場合は、D014自己抗体検査の「29」IgG₄、T I A法により測定した場合は、同区分「23」抗カルジオリピン抗体、抗T S Hレセプター抗体 (TRAb) の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 図 (平27. 1.30 保医発 0130 1) (平27.10.30 保医発 1030 2)